（個人番号カードとしての機能を付加するための措置として主務省令で定める措置）

第三十九条の三十　法第十八条の五第二項の主務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一　次のイからハまでに掲げる事項（ハに掲げる事項については、本人に係る住民票に当該事項が記載されている場合に限る。）の記載及びその電磁的方法による記録

イ　住所

ロ　個人番号カードの有効期間が満了する日

ハ　通称

二　住民票コードの電磁的方法による記録

三　特定在留カード等に組み込まれた半導体集積回路に物理的又は電気的な攻撃を加えて、カード記録事項を取得しようとする行為に対し、カード記録事項の読取り又は解析を防止する仕組みの保持その他の主務大臣が定める措置

（帳簿の記載事項）

第五十五条　法第三十八条の四の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

［一～七　略］

七の二　法第十八条の五第二項の主務省令で定める措置を講じた年月日及び件数

［八・九　略］

（機構における機構処理事務の実施状況についての報告書の作成及び公表）

第五十六条　法第三十八条の五の規定による報告書の作成は、次に掲げる事項について報告書を作成することによって行うものとする。

［一～七　略］

七の二　法第十八条の五第二項の主務省令で定める措置を講じた年月及び件数

［八・九　略］

［2　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

［新設］

（帳簿の記載事項）

第五十五条　［同上］

［一～七　同上］

［新設］

［八・九　同上］

（機構における機構処理事務の実施状況についての報告書の作成及び公表）

第五十六条　［同上］

［一～七　同上］

［新設］

［八・九　同上］

［2　同上］

（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第百二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（署名利用者確認の際に提出する書類） **第五条**　法第三条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めは、次の各号に掲げるいずれかの書類又は当該書類に相当する電磁的記録（同条第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項が表示された移動端末設備の映像面であって、住所地市町村長が適当と認めるもの（表示された事項に係る電磁的記録が不正に作られた電磁的記録でないことを確認するため、当該移動端末設備の操作を求めることその他の住所地市町村長が適当と認める措置をとる場合に限る。）（以下「映像面」という。）の提示又は提出を求めることにより行うものとする。 一　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。第六条第二項第二号及び第四十二条第二項第二号において「入管法」という。）第二条第五号に規定する旅券（以下「旅券」という。）、同法第十八条の二第三項に規定する一時庇護許可書（以下「一時庇護許可書」という。）、同法第十九条の三に規定する在留カード（以下「在留カード」という。）、同法第	（署名利用者確認の際に提出する書類） **第五条**　法第三条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めは、次の各号に掲げるいずれかの書類又は当該書類に相当する電磁的記録（法第三条第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項が表示された移動端末設備の映像面であって、市町村長が適当と認めるもの（表示された事項に係る電磁的記録が不正に作られた電磁的記録でないことを確認するため、当該移動端末設備の操作を求めることその他の住所地市町村長が適当と認める措置をとる場合に限る。）（以下「映像面」という。）の提示又は提出を求めることにより行うものとする。 一　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券（以下「旅券」という。）、同法第十八条の二第三項に規定する一時庇護許可書（以下「一時庇護許可書」という。）、同法第十八条の二第三項に規定する在留カード（以下「在留カード」という。）、同法第六十一条の二の四第二項に規定する仮滞在許可書（以下「仮滞在許可書」と